

専門実践教育訓練給付制度のご利用について

星槎大学大学院教育実践研究科教育実践専攻（専門職学位課程）は、専門実践教育訓練給付制度の対象講座です。この制度のご利用により規定の支給要件を満たすと、ご受験ご本人が支払った教育訓練経費の最大70%に相当する額が支給されます。給付制度利用をご希望の際は、必ず、ご自身で、ご受験前の手続きを確認し、ハローワークで手続きのうえ、お申込みください。

ご受験前の手続き

住所を管轄するハローワークで、原則、受講開始日の1ヶ月前までに下記STEP2までの手続きをお済ませのうえ、『受講資格者証』を取得してください。

申請前に～受給資格・支給要件のご確認～

専門実践教育訓練給付制度の受給資格をご確認ください。受給資格があるかご不明な場合は、ご自身の住所を管轄するハローワークに照会(支給要件照会)してください。

STEP1

『訓練前キャリアコンサルティング』実施・『ジョブ・カード』作成
本制度の利用について、管轄のハローワークで電話等により確認してください。ハローワークの案内に従い、『ジョブ・カード』を記入の上、『訓練前キャリアコンサルティング』を受けてください。予約や方法等については、地域により異なりますので、ハローワークへお尋ねください。

STEP2

ハローワーク窓口へ必要書類の提出(受給資格確認申請)

STEP1の『ジョブ・カード』、『受給資格確認票』、写真等、必要書類をハローワーク窓口へ提出してください。必要書類は、ハローワーク・ハローワークインターネットサービスにてご確認ください。提出書類のうち、ハローワークで配布される『受給資格確認票』に記入いただく講座関連の項目は下記の通りです。

指定番号：1410055-1910011-2

教育訓練実施者名：学校法人国際学園

教育訓練施設の名称：星槎大学大学院

教育訓練講座名称：教育実践研究科教育実践専攻(専門職学位課程)

受講開始日：4月1日(4月生の場合)、10月1日(10月生の場合)

受講修了予定日：3月31日(4月生の場合)、9月30日(10月生の場合)

合格後の手続き

大学院入試合格後、STEP3 の手続きを行ってください。給付金の受給申請（STEP4）は半年ごとの申請になります。

STEP3

『受給資格者証』のコピーを大学院へ提出

『受給資格者証』につきましては、入学手続きの際に、コピーを大学院事務局へお送り下さい。当大学院事務局で、確認が出来ない場合、給付金支給申請に必要な書類を発行出来ない場合があります。

<ご注意>

ハローワークでの手続きは、ご本人が、ご自身の住所を管轄するハローワークで行ってください。やむを得ない理由があると認められない限り、代理人や郵送での手続きは認められません。

STEP4

給付金の受給申請

支給申請期間ごとに（半年に1回）、以下の書類をご自身でハローワークにご提出頂きます。

最初の申請は、受講開始日から半年後の1か月以内に行う必要があります。

書類は支給申請期間最終日に発送を予定しています。

- ・教育訓練給付受講証明書【大学院から送付】
- ・教育訓練給付金領収書【大学院から送付】
- ・教育訓練給付金支給申請書【大学院から送付】
- ・教育訓練経費等確認書【大学院から送付】
- ・受給資格者証【ご自身で保管の上持参】